

グループウェア導入業務委託  
公募型プロポーザル  
募集要項

令和6年度

浦安市

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、グループウェア導入業務委託の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2. 概要

### (1) 件名

グループウェア導入業務委託

### (2) 業務内容

「グループウェア導入業務委託提案依頼書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

構築委託期間：令和6年8月（予定）から令和7年2月28日まで

保守委託期間：令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

### (4) 委託上限額

税込 27,235,000 円（令和6年度予算）

うち、構築委託料は26,780,000 円以内とする（消費税を含む。）。

### (5) 履行場所

浦安市役所庁舎内及び市が指定するデータセンターとする。なお、ASP方式の場合は協議の上、決定する。

### (6) 事務局

浦安市 総務部 情報政策課

TEL：047-351-1111（代表） 内線 12405

TEL：047-712-6145（直通）

Email：johos@city.urayasu.lg.jp

### 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。  
※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録の申請をすること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

#### 4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和6年5月17日(金)
質問の締め切り	令和6年5月24日(金) 午後5時
質問への回答	令和6年5月31日(金)
提案書受付期間	令和6年6月3日(月) から 令和6年6月17日(月) 午後5時まで
応募締め切りおよび提案書の提出期限	令和6年6月17日(月) 午後5時
第1次審査結果の通知	令和6年6月19日(水) 予定
デモンストレーション	令和6年6月26日(水) 予定
第2次審査ヒアリングの実施	令和6年7月3日(水) 予定
審査結果の公表	令和6年7月上旬 予定
契約協議・契約の締結	令和6年7月中旬 予定

#### 5. 応募手続

##### (1) 募集の実施

令和6年5月17日(金)より浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表を行う。

##### (2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「グループウェア導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書(様式1)に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。

なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和6年5月17日から令和6年5月24日午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和6年5月31日から浦安市ホームページで公表する。

##### (3) 提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

###### ア 受付期間

令和6年6月3日(月)から令和6年6月17日(月)午後5時まで

###### イ 受付時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

###### ウ 提出先

浦安市 総務部 情報政策課

###### エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参するか書留

郵便による郵送とする。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

また、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。

ただし、希望者には返却する。

#### オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、応募様式集のとおり作成し、10部（正本1部、副本9部）提出すること。

また、電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

### 6. 審査の手続

#### (1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、「第1次審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

#### (2) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、「第2次審査基準」に基づき評価を行い、デモンストレーションを実施した場合はその評価と価格点の合計点で最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者（業務の受託予定者）として選定する。

なお、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者とする。

#### (3) デモンストレーションの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

##### ア 実施日時等

令和6年6月26日に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

##### イ 出席者

デモンストレーションに出席できる提案事業者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて5名以内とすること。

##### ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め

60分程度を予定する。

(ア) 共通項目

- ・画面の見易さ、操作性について

(イ) 個別項目

- ・機能要件一覧、出力物要件一覧において「対応可」とされているが、他提案事業者が「対応不可」もしくは「代替方法」と回答している内容

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和6年7月3日(水)に実施予定。

時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答 20分程度の40分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

なお、冒頭の会社概要は省略し説明を開始すること。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。

(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

(5) 選定結果の通知公表

- ・第1次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・第2次審査の結果については、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市ホームページで公表する。

(6) 契約協議及び契約

- ・市は、第2次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・前項の協議が整わない場合は、第2次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

## 7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類については、本業務の契約が成立するまでは事業者選定委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし契約成立後は受託事業者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 受託事業者にならなかった応募者の提出書類は、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

## 8. その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の実装がされていないものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
  - ・複数の提案をしたもの
  - ・虚偽の記載をしたもの
  - ・談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。